

# I.S.A. 海外派遣プログラム 緊急マニュアル

作成者：2019年度海外派遣部長 工藤 智恵

## 目次

はじめに	1
渡航前の準備	2
海外プログラム参加決定後、渡航前に外務省が渡航情報を引き上げた場合の対応	3
渡航中に起こった際の対応	4
日本側から危機を察知した場合の対応	5
情報収集できるリンク集	6

\*本マニュアルは ISAC 危機管理ガイドラインから抜粋して作成しています。

## はじめに

この海外危機管理ガイドラインは、海外プログラムの参加者になるべくトラブルに遭うことなく、無事にプログラムを完遂してもらうことを目的に作られました。また、万が一危機に遭遇した際にも被害を最小限にするために出来ることがあります。海外派遣部はみなさんを最大限サポートして参りますが、危機を最小限にするには実際に渡航する参加者自身の行動にかかっている部分がとても大きいです。「自分は大丈夫」と思わず危機に遭遇する可能性を踏まえ、確実に準備を行っていきましょう。

### ■防犯対策の基本

1. 「自分の安全は自分で守る」という意識を持つ
2. 緊急事態が発生した場合に、どのように対応するべきかを認識する
3. 慣れから来る油断やスキを生じさせない為に、常に「ここは日本ではない」という危機意識を保つ
4. 海外における犯罪の特徴は、犯人が銃器等の凶器を携行していることが多いことを認識する

## 渡航前の準備

危機を予防するには渡航前の準備がとても大切です。満足のいく海外プログラムにするためにも怠らないようにしていきましょう。

### ■行うこと

渡航候補先の情報収集 外務省の海外安全ホームページを参照し、渡航先を選定して下さい。

※海外安全ホームページ (<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)

海外安全ホームページには、外務省が発信している「危険情報」が載っています。

危険情報は下記の4種類があります。

1. 「十分注意して下さい」
2. 「渡航の是非を検討して下さい」
3. 「渡航の延期をおすすめします」
4. 「退避を勧告します」

危険情報が「渡航の是非を検討して下さい」以上の場合、海外派遣部と会長が合議の上派遣を停止することがあります。

■外務省発信「危険情報」内容 渡航の可否

十分注意して下さい	当該国（地域）への渡航、滞在に当たって特別な注意が必要であることを示し、危険を避けるようにすすめるの。	可能
渡航の是非を検討して下さい	当該国（地域）への渡航に関し、渡航の是非を含めた検討を真剣に行い、渡航する場合には十分な安全措置を講じることをすすめるもの。	不可
渡航の延期をおすすめします	当該国（地域）への渡航は、どのような目的であれ延期するようすすめるもの。また現地に滞在している邦人に対しては退避の可能性の検討や準備を促すもの。	不可
退避を勧告します	現地に滞在している全ての邦人に対して当該国（地域）から、安全な国（地域）への退避（日本への帰国も含む）を勧告するもの。	不可

海外安全ホームページ（<http://www.anzen.mofa.go.jp/>）から、上記の各国・地域の危険情報を見ることが出来ます。自分の行く国の危険情報を確認してください。

## 海外プログラム参加決定後、渡航前に外務省が渡航情報を引き上げた場合の対応

渡航を予定している地域において何らかの危機が発生し、渡航情報が引き上げられることも考えられます。そうした際には下記の方針に従って対応して下さい。

※渡航情報は地域単位で発出されます。

観光先、宿泊施設のいずれか一方でも渡航情報が引き上げられた場合は下記の方針に則って行動をして下さい。

### ① 情報収集

発生している危機について海外派遣部長、海外プログラム参加者の両者で情報収集を行います。渡航先の安全性についてオーガナイザー、メンバーなどにヒアリングを行います。

## ② 対応決定

※危機の程度に応じて別対応を取ることもあります。

### 情報収集

発生している危機について海外派遣部、海外プログラム参加者の両者で情報収集を行います。プログラム環境の安全性についてプログラム提携団体、在外公館、外務省、安全サポート株式会社などにヒアリングを行います。なお、こうした場合は必ず保護者とも相談するようにして下さい。

### 対応決定

海外プログラム参加者、プログラム提携団体と協議した上で最終的な対応方針を決定します。なお原則はプログラムを中止していただきます。しかし渡航先の危機の程度が低いことが予想され、かつ海外プログラム参加者/プログラム提携団体の双方が海外プログラムの開始を望む場合においては“定期的な連絡が取れる”、“保護者の方の同意を得る”の条件を満たせばプログラムの開始を認めることもあります

## 渡航中に起こった際の対応

### ■自然災害・政変等

1. 身の危険が守れる場所へ逃げる。動き方については在外公館へ相談をする。
2. 現地の担当者及び、日本の保護者、海外派遣部長へ状況を連絡する。時差等があり電話がつかない場合、保険のサービスの1つである伝言サービスを使用する。
3. 団長は、海外派遣部長にトラブル報告を行う。

### ■盗難

#### a)パスポートの場合

盗難・紛失の場合、最寄りの警察署に届け出て証明書を入手の上、すぐに大使館（総領事館、領事館等）で盗難・紛失の手続きを行う。

そのような場合に備えて、パスポートの写真のページのコピーと写真2枚（パスポートサイズ）を準備しておくことよい。盗難・紛失の届けと同時に、大使館（総領事館、領事館等）に、新しいパスポートまたは「帰国するための渡航書」を申請する。

#### b)航空券の場合

航空券がe-チケットの場合、航空会社・旅行会社等に申告し再発行してもらう。また、PDFファイルでe-チケットを受け取った場合、再度印刷するだけでよい。複数枚印刷しておくことよい。（航空会社によっては、チェックインの際にe-チケットが不要なケースもあるが、

入国審査等で必要な場合もあるので必ず所持しておくこと)

紙の航空券の場合、航空会社・旅行会社等に再発券してもらう。ただし、新しい航空券を購入し、紛失した航空券が見つかったら払い戻しとなるケースもあるので確認すること。

c) キャッシュカード、クレジットカードの場合

盗難・紛失が確実な場合は、先ず銀行・カード会社等に連絡してストップをかける。連絡先は保険会社のインフォメーションサービスを利用する。(いったんストップをかけると後で発見しても再使用はできないので、注意する。) その後、やかに警察に連絡して盗難証明をもらう。

## 日本側から危機を察知した場合の対応

■ 自然災害・政変等日本側から危機を感知した場合の対応

1. 海外派遣部長から海外プログラム参加者へ情報共有
2. 海外派遣部長が海外プログラム参加者へ安否確認
3. 海外派遣部長が結果を継続的に全国代表者会議のメンバーへ連絡
4. 安全確認が24時間以内に出来ない場合、海外派遣部長から保護者へ連絡
5. 海外派遣部長及び事務局が対応を即協議し実行

連絡経路確保

外務省の渡航情報が引き上げられた場合には安否確認も兼ねて海外派遣部長から海外プログラム参加者に直接ご連絡を差し上げます。海外プログラム参加者はひとまず、日本と常に連絡を取れる環境を確保して下さい。また、保護者などへの安否連絡も必ず行ってください。

## ↓ 情報収集できるリンク集 ↓

- ▽外務省海外安全ホームページ (<http://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>)
- ▽在留邦人向け安全の手引き (<http://www.anzen.mofa.go.jp/manual/index.html>)
- ▽世界の医療事情 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/index.html>)
- ▽在外公館リスト (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html>)
- ▽海外における誘拐対策 Q&A ([http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_04.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_04.html))
- ▽海外へ進出する日本人・企業のための CBRN（化学，生物，放射性物質，核兵器）テロ対策 Q&A ([http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_06.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_06.html))
- ▽厚生労働省検疫所（海外旅行者のための感染症情報） (<http://www.forth.go.jp/>)
- ▽日本医師会（海外旅行必携ハンドブック） (<http://www.med.or.jp/kansen/travel.html>)
- ▽WHO (<http://www.who.int/en/>)
- ▽海外邦人安全協会 (<http://www.josa.or.jp/>)
- ▽日本学生支援機構留学支援情報 (<http://www.jasso.go.jp/ryugaku/index.html>)